

「まごころ収集」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常のごみの排出が困難で、親族や近隣住民の協力を得られない高齢者・障がい者等の世帯に対して、市が戸別に玄関先等でごみ収集を行い(以下「まごころ収集」という。)、又ごみの排出がなかった場合に「まごころ収集」対象者の安否確認することにより、住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 「まごころ収集」の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者の世帯のみとする。ただし、親族や近隣住民の協力を得られる世帯を除く。

- (1) 65歳以上で、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定において2程度以上であり、且つ介護保険のホームヘルプサービスを利用している人
- (2) 身体障がい者(難病患者を含む。)、知的障がい者、精神障がい者の各種福祉制度を受けている人で、且つホームヘルプサービスを利用している人

2 生駒市長(以下「市長」という。)は、この要綱の目的の実現のために特に必要があると認めるときは、前項の要件(以下「必要要件」という。)を満たさない場合であってもこれを対象とすることができる。

(申請手続き)

第3条 「まごころ収集」を受けようとする者は、本人若しくは本人の状態を把握している代理人が、「まごころ収集」申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)及び「まごころ収集」個人調査票(様式第2号)(以下「個人調査票」という。)を提出し申請することとする。

2 市長は、申請書及び個人調査票の提出があった場合は、申請者に対し必要要件の確認及び個別の事情の聴き取りを行う。

(実施の決定等)

第4条 市長は、前条第2項の確認及び聴き取りに基づき、速やかに「まごころ収集」実施の可否を決定する。

2 市長は、「まごころ収集」実施について、可と決定した場合は、「まごころ収集」決定通知書(様式第3号)を、否と決定した場合は、「まごころ収集」却下通知書(様式第4号)を速やかに交付するものとする。

(収集依頼書)

第5条 「まごころ収集」の決定通知書を受けた者(以下「決定者」という。)は、「まごころ収集」依頼書(様式第5号)に必要事項を記入して市長に提出しなければならない。

(収集の方法等)

第6条 ごみの排出及び収集場所やごみの種類等、収集に必要な事項については、決定者と環境保全課と協議のうえ決定する。

2 決定者は、ごみの排出場所について、近隣の住民に理解を求め、了解を得なければならない。

3 収集に従事する者(以下「収集担当者」という。)は、決定者の屋内に入らないものとする。

4 収集の対象となるごみは、燃えるごみ、プラスチック製容器包装、びん・缶、ペットボトル、われもの、有害ごみ、大型ごみ、燃えないごみとし、分別を行うものとする。

5 前項の収集対象ごみのうち、燃えるごみ、大型ごみ、燃えないごみについては、家庭系指定ごみ袋に入れるかごみ処理券を貼って出すこととする。

(収集の変更)

第7条 決定者は、「まごころ収集」変更届書(様式第6号)により、収集の変更、休止又は廃止を行うことができる。

2 市長は、決定者が、事故等により前項の申し出ができないと判断したとき、又は明らかに必要要件を欠くに至ったと判断したときは、収集を休止し、若しくは廃止することができる。

(安否確認)

第8条 収集担当者は、収集場所にごみが出されてないときは、決定者に一声かけ、不在の場合は、不在連絡票(様式第7号)を投函する。また担当課の環境保全課へその旨を連絡する。

2 環境保全課は、収集担当者から不在連絡票投函の連絡が入った場合は、「まごころ収集」依頼書に記載されている連絡先に連絡し、安否の確認を行う。

3 環境保全課は、決定者の安否確認のできない状態が継続する場合は、福祉関係部局と情報の交換をしなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。